

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレ点を入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストーマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

☐ 尿路変向(更)のストーマ

(1) 種類・術式

①種類

- ☐ 腎瘻 ☐ 腎盂瘻
☐ 尿管瘻 ☐ ぼうこう瘻
☐ 回腸(結腸)導管
☐ その他 []

② 術式：[]

③手術日：[] 年 [] 月 [] 日



(ストーマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストーマにおける排尿処理の状態

☐ 長期にわたるストーマ用装具の装着が困難な状態の有無について

☐ 有
(理由)

- ☐ 軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
☐ ストーマの変形
☐ 不適切な造設箇所

☐ 無

☐ 高度の排尿機能障害

(1) 原因

☐ 神経障害

☐ 先天性：[]
 (例：二分脊椎 等)

☐ 直腸の手術

・術式：[]
 ・手術日：[] 年 [] 月 [] 日

☐ 自然排尿型代用ぼうこう

・術式：[]
 ・手術日：[] 年 [] 月 [] 日

(2) 排尿機能障害の状態・対応

☐ カテーテルの常時留置

☐ 自己導尿の常時施行

☐ 完全尿失禁

☐ その他

[]

2 直腸機能障害

☐ 腸管のストーマ

(1) 種類・術式

- ①種類
- ☐ 空腸・回腸ストーマ
 - ☐ 上行・横行結腸ストーマ
 - ☐ 下行・S状結腸ストーマ
 - ☐ その他 []

②術式： []

③手術日： [] 年 [] 月 [] 日



(ストーマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストーマにおける排便処理の状態

- ☐ 長期にわたるストーマ用装具の装着が困難な状態の有無について

☐ 有
(理由)

- ☐ 軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
- ☐ ストーマの変形
- ☐ 不適切な造設箇所

☐ 無

☐ 治癒困難な腸瘻

(1) 原因

- ① 放射線障害
- ☐ 疾患名： []

- ② その他
- ☐ 疾患名： []

(2) 瘻孔の数： [] 個



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

- ☐ 大部分
- ☐ 一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

- ☐ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

☐ その他

[]

☐ 高度の排便機能障害

(1) 原因

(2) 排便機能障害の状態・対応

☐ 先天性疾患に起因する神経障害

[_____]

(例：二分脊椎 等)

☐ 完全便失禁

☐ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

☐ その他

☐ 先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

☐ 小腸肛門吻合術

手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

☐ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

☐ その他

[_____]

3 障害程度の等級

(1級に該当する障害)

- ☐ 腸管のストーマに尿路変向(更)のストーマを併せもち、かつ、いずれかのストーマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- ☐ 腸管のストーマをもち、かつ、ストーマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの
- ☐ 尿路変向(更)のストーマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストーマにおける排便処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- ☐ 尿路変向(更)のストーマをもち、かつ、ストーマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- ☐ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3級に該当する障害)

- ☐ 腸管のストーマに尿路変向(更)のストーマを併せもつもの
- ☐ 腸管のストーマをもち、かつ、ストーマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- ☐ 尿路変向(更)のストーマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
- ☐ 尿路変向(更)のストーマをもち、かつ、ストーマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- ☐ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- ☐ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4級に該当する障害)

- ☐ 腸管又は尿路変向(更)のストーマをもつもの
- ☐ 治癒困難な腸瘻があるもの
- ☐ 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

第1号様式の4（第2条の5関係）

身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害）

総括表

氏 名	年 月 日生（ ）歳	男・女
住 所		
1 障害名（部位を明記）		
2 原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）	
3 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
4 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
5 総合所見		
6 将来再認定（障害程度の変化の見込） 要（時期 年 月）・不要		
7 その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付記する。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ⑨		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入すること。） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ ）級相当） ・該当しない。		

（注意）

- 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。
- 3 障害区分や等級決定のため、郡山市地方社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。